

放射性物質汚染対処特措法の省令規定事項等(廃棄物関係)と資料との対応関係

基本方針

【廃棄物】

特定廃棄物(国が処理)
— 対策地域内廃棄物
— 指定廃棄物

上記以外の廃棄物

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物

特定廃棄物ではないが、放射性物質に汚染され、又は放射性物質に汚染されたおそれがある廃棄物。

除染に伴い生じた廃棄物
(特定廃棄物を除く。)

【基準】

特定廃棄物の収集・運搬、保管(現場保管を含む)、中間処理、処分の基準 (資料3-2別紙)

廃掃法の処理基準、維持管理基準

廃掃法の処理基準に加え、
特定一般廃棄物／特定産業廃棄物処理基準

廃掃法の維持管理基準に加え、
特定一般廃棄物処理施設／特定産業廃棄物処理施設維持管理基準

除染に伴い生じた廃棄物の現場保管基準

環境大臣の指定する対策地域内にある廃棄物。

水道施設等から生じた汚泥等であって、汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。

特定廃棄物等の処理基準等について

(1) 放射性物質汚染対処特措法第 17 条においては、下水汚泥等を下水処理施設等において保管する場合の保管基準を環境省令で定めることとされている。

(2) 放射性物質汚染対処特措法第 20 条においては、特定廃棄物の処理を行う場合の基準（※）を環境省令で定めることとされている。

※ 特定廃棄物の処理を行う場合の基準には以下の基準が含まれる。

1. 除染に伴い生じた特定廃棄物の除染実施現場での保管基準
2. 特定廃棄物の収集、運搬基準
3. 特定廃棄物の保管基準
4. 特定廃棄物の中間処理基準
5. 特定廃棄物の埋立処分基準

(3) また、放射性物質汚染対処特措法第 41 条第 4 項においては、除染に伴い生じた廃棄物を、当該除染を行った土地において保管する場合の保管基準を、環境省令で定めることとされている。

(4) これらの基準の内容として、どのような事項を定めるべきか。

1. 共通事項

(1) 廃棄物の処理を適切に行う観点から、廃棄物処理法の処理基準の考え方を踏襲する。

※ 廃棄物処理法の処理基準の例（廃棄物処理法施行令第 3 条等）

- ① 廃棄物が飛散し、流出しないようにすること。
- ② 処理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備の設置及び措置を講ずること。等

(2) 上記の廃棄物処理法の考えに加え、放射性物質による汚染に対応できるように、以下の指針等を参考として、必要な規定を追加する。

- ① 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について（H23. 06. 03 原子力安全委員会）
- ② 福島県内の災害廃棄物の処理の方針（H23. 06. 23 環境省）
- ③ 一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて

(H23.06.28 環境省)

- ④ 福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管 (H23.07.28 環境省)
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について (H23.08.29 環境省)
- ⑥ 8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針 (H23.08.31 環境省)
- ⑦ 除染に関する緊急実施基本方針 (H 23.08.26 原子力災害対策本部)
- ⑧ 市町村による除染実施ガイドライン (H 23.08.26 原子力災害対策本部)

2. 特定廃棄物及び除染に伴い生じた廃棄物の現場での保管基準

(1) 特定廃棄物の現場保管基準 (第 17 条第 2 項、第 18 条第 5 項及び第 20 条)

<基準が適用される場合>

- ① 下水道管理者等が下水処理施設等において下水汚泥等を保管する場合 (第 17 条第 2 項、第 18 条第 5 項)
- ② 除染実施者 (国や市町村の委託業者等) 又は土地の所有者等が、除染に伴い生じた廃棄物 (特定廃棄物に限る。) を、当該除染を行った土地において保管する場合 (第 20 条) 等

<基準案> ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

- ① 保管の場所から飛散、流出しないよう、容器に収納する等の措置を講ずること。
- ② 雨水等の流入を防止するために必要な措置 (遮水シート、屋根等) を講ずること。
- ③ 地下水等の汚染を防止するために必要な措置 (遮水シート、舗装、隔離層等) を講ずること。
- ④ 保管物に腐敗性の有機物 (下水汚泥、草木等) が含まれる場合には、発生ガスに対処するための措置 (ガス抜き等) を講ずること。
- ⑤ 放射線防護のために必要な措置 (関係者以外の立入の防止等) を講ずること。
- ⑥ 上記⑤の措置が講じられていることを確認するため、周辺での放射線量を測定し、記録すること。(1週間に1回)
- ⑦ 事故由来放射性物質による汚染の濃度が指定廃棄物の指定基準未満であることが確認された対策地域内廃棄物については、上記①～⑥の基準は適用しないこと。

(2) 除染に伴い生じた廃棄物の現場保管基準 (第 41 条第 4 項)

<基準が適用される場合>

除染実施者 (国や市町村の委託業者等) 又は土地の所有者等が、除染に伴い生じた廃棄物 (特定廃棄物を除く。) を、当該除染を行った土地において保管する場合

<基準案> ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

- ① 保管の場所から飛散、流出しないよう、容器に収納する等の措置を講ずること。
- ② 雨水等の流入を防止するために必要な措置（遮水シート、屋根等）を講ずること。
- ③ 地下水等の汚染を防止するために必要な措置（遮水シート、舗装、隔離層等）を講ずること。
- ④ 保管物に腐敗性の有機物（汚泥、草木等）が含まれる場合には、発生ガスに対処するための措置（ガス抜き等）を講ずること。
- ⑤ 放射線防護のために必要な措置（覆土等）を講ずること。
- ⑥ 上記⑤の措置が講じられていることを確認するため、周辺での放射線量を測定し、記録すること。（1週間に1回）

3. 特定廃棄物の収集、運搬基準（第20条）

<基準が適用される場合>

国及びその委託業者等が、車両又は船舶により、特定廃棄物を処理施設等へ運搬する場合

<基準案> ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

- ① 特定廃棄物が車両から飛散、流出することを避けるため、容器、有蓋車等を用いること。
- ② 雨水の浸入及び特定廃棄物から生ずる汚水の飛散及び流出の防止のために必要な措置（遮水シート等）を講ずること。
- ③ 放射線防護のため、放射線量が一定の基準（運搬車両表面から1mの位置における最大線量当量率が $100\mu\text{Sv/h}$ ）以下となるように、放射線の遮蔽その他必要な措置を講ずること。
- ④ 事故が発生した場合に必要な措置を講ずるための器具、器材等を携行すること。
- ⑤ 特定廃棄物を収集、運搬中である旨等を表示すること。
- ⑥ 事故由来放射性物質による汚染の濃度が指定廃棄物の指定基準未満であることが確認された対策地域内廃棄物については、上記①～④の基準は適用しないこと。

4. 特定廃棄物の保管基準（第20条）

<基準が適用される場合>

国及びその委託業者等が、特定廃棄物の保管を行う場合

<基準案> ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

- ① 保管の場所から飛散、流出しないよう容器に収納する等の措置を講ずること。

- ② 雨水等の流入を防止するために必要な措置（遮水シート、屋根等）を講ずること。
- ③ 地下水等の汚染を防止するために必要な措置（遮水シート、舗装、隔離層等）を講ずること。
- ④ 地下水の放射性物質の濃度を測定し、記録すること。（1ヶ月に1回）
- ⑤ 保管物に腐敗性の有機物（下水汚泥、草木等）が含まれる場合には、発生ガスに対処するための措置（ガス抜き等）を講ずること。
- ⑥ 放射線防護のために必要な措置（関係者以外の立入の防止、覆土等）を講ずること。
- ⑦ 上記⑥の措置が講じられていることを確認するため、周辺の放射線量を測定し、記録すること。（1週間に1回）
- ⑧ 保管する特定廃棄物に関する情報の記録を作成すること。
- ⑨ 事故由来放射性物質による汚染の濃度が指定廃棄物の指定基準未満であることが確認された対策地域内廃棄物については、上記①～⑧の基準は適用しないこと。

5. 特定廃棄物の中間処理基準（第20条）

<基準が適用される場合>

国及びその委託業者等が、特定廃棄物の中間処理を行う場合

<基準案> ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

① 焼却処理を行う場合には、次の方法によること。

ア 排ガス中の放射性セシウムを有効に除去することのできる排ガス処理設備（バグフィルター、電気集塵機等）を備えている施設において焼却すること。

イ 排ガスについては排気口、排水については排水口において放射性物質の濃度を監視することにより、周辺地域の空气中又は水中の放射性物質の濃度が、次の濃度限度を超えないようにすること。

空气中の放射性物質の濃度限度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$$

水中の放射性物質の濃度限度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

- ② 破碎処理を行う場合には、屋内の施設、密閉式破碎施設等において破碎すること。

- ③ 処理した特定廃棄物に関する情報の記録を作成すること。
- ④ 事故由来放射性物質による汚染の濃度が指定廃棄物の指定基準未満であることが確認された対策地域内廃棄物については、上記①イ、②及び③の基準は適用しないこと。

6. 特定廃棄物の埋立処分基準（第 20 条）

＜基準が適用される場合＞

国及びその委託業者等が、特定廃棄物の埋立処分を行う場合

＜基準案＞ ※廃棄物処理法の処理基準の規定内容以外に追加する事項のみ記載

- ① 埋立ては、管理型構造又は遮断型構造の処分場で行うこと。
- ② 管理型構造の処分場における埋立てに当たっては、溶出を防止する措置を講ずるとともに、水との接触を防止する措置（隔離層、容器、屋根等）を講ずること。
※放射性物質の溶出が少ない廃棄物については、上記措置のうち一部を適用しないこととすることを検討する。
- ③ 放射性物質が溶出した場合に備え、埋立ては土壌層の上で行うこと。
- ④ 排水口において放射性物質の濃度を監視することにより、周辺地域の水中の放射性物質の濃度が、次の濃度限度を超えないようにすること。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}} \leq 1$$

- ⑤ 地下水について、放射性物質の濃度を測定し、記録すること。（1ヶ月に1回）
- ⑥ 放射線防護のために必要な措置（即日覆土等）を講ずること。
- ⑦ 上記⑥の措置が講じられていることを確認するため、周辺での放射線量の測定を行うこと。（1週間に1回）
- ⑧ 埋め立てた特定廃棄物に関する情報の記録を作成すること。
- ⑨ 事故由来放射性物質による汚染の濃度が指定廃棄物の指定基準未満であることが確認された対策地域内廃棄物については、上記②及び④～⑧の基準は適用しないこと。

【参照条文】

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定等)

第十七条 環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。

- 2 前条第一項各号に掲げる者は、当該各号に定める廃棄物であって前項の規定による指定に係るものが、国、国の委託を受けて当該廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者その他第四十八条第一項の環境省令で定める者に引き渡されるまでの間、環境省令で定める基準に従い、これを保管しなければならない。

(特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請)

第十八条 その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料する者（関係原子力事業者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に対し、当該廃棄物について前条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。

2～4 略

- 5 前条第二項の規定は、第一項の申請をした者について準用する。この場合において、同条第二項中「当該各号に定める」とあるのは「当該申請に係る」と、「前項」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

(特定廃棄物の処理の基準)

第二十条 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物（以下「特定廃棄物」という。）の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならない。

(除去土壌の処理の基準等)

第四十一条 略

2～3 略

- 4 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（特定廃棄物を除く。）を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者は、環境省令で定める基準に従い、当該廃棄物の保管を行わなければならない。

